

○農林水産省令第一号  
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十八年二月一日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の八の項地域の欄中、アメリカ合衆国  
を削り、同表十の項植物の欄中「なす科植物」の  
下に（付表第四十六に掲げるものを除く。）を加  
え、付表に次のように加える。

四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地  
域を経由しないで輸入されるばいしよの生  
塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適  
合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。